

# 安心生活見守り事業



こんなときは！

**安心生活見守り事業**をご利用ください。



どんな制度？

65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、65歳以上の高齢者と障害のある方のみで構成される世帯、障害のある方のみで構成される世帯に通報装置を設置する事業です。



内容は？

コールセンターを利用して急病、事故等の緊急時における通報や日常生活における相談に対する助言等を行うために、通報装置を貸与するとともに、定期的な見守りを行い、安心・安全な生活を支援する制度です。（※通話料は無料）

希望者には、オプションサービスで生活見守りセンサー機器の設置を行います。（利用料418 円/月）



利用までの流れ

- ① お住まいの担当民生委員さんに相談
- ② 申請（市役所高齢者福祉課または各支所へ）
- ③ 許可・不許可決定
- ④ 許可の場合、緊急発信装置の取り付けを行います。  
※申請時には「近隣協力者」1名が必要となります。

※本事業は、固定電話に機器を接続するため、

携帯電話のみ所有の方は対象外となります。